

- 第5 服務及び勤務条件
- 第6 公平審査及び苦情処理
- 第7 職員団体
- 第8 受託公平委員会事務
- 第9 労働基準監督

## 第5 服務及び勤務条件

### 1 職務専念義務の免除

令和6年度における職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第10号の規定に基づく承認状況は、次のとおりである。

○個別承認

(承認件数)

項目	知事	教委	警察	計
役員等従事	4			4
体育競技大会参加		13		13
計	4	13		17

### 2 営利企業等の従事制限

令和6年度の各任命権者における地公法第38条第1項の規定に基づく営利企業等の従事許可の状況は、次のとおりである。

(報告件数)

項目	知事	教委	警察	林政	農政	計
営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ねること	4					4
自ら営利企業を営むこと		1	4			5
報酬を得て事業又は事務に従事すること	18	15	5	77	1	116
計	22	16	9	77	1	125

### 3 勤務時間、休暇及び休業

○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴い、規則及び運用方針の改正を行った。

【内 容】

内 容	・家族看護休暇を10日取得可能な職員について、児童福祉施設等が実施する行事に出席する場合に取得できる上限日数を10日とする。 ・介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置等（職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の周知方法、周知内容、意向確認の方法等）を規定。
-----	---

○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の運用方針を改正し、夏季休暇の使用可能期間を拡大した。

【内 容】

内 容	夏季休暇の使用可能期間の拡大 6～9月（4か月）→ 6～10月（5か月）【1か月拡大】
-----	--

## 第6 公平審査及び苦情処理

### 1 不利益処分に関する不服申立て、審査請求

令和6年度における事案についての審理状況は、次のとおりである。

事案名	不服申立人	申立事項	申立年月日	審理状況
昭和49年（不） 第1号～第1899号事案	教員	懲戒（減給、戒告）処分取消	S49. 3. 28	係属中（1432件） ※467件取り下げ
昭和50年（不） 第1号～第557号事案	教員	懲戒（減給、戒告）処分取消	S50. 5. 21	係属中（477件） ※80件取り下げ
令和5年（審） 第1号事案	教員	懲戒（停職）処分の取消	R5. 6. 28	係属中
令和6年（審） 第1号事案	教員	懲戒（戒告）処分の取消	R6. 3. 19	係属中

### 2 勤務条件に関する措置要求

令和6年度における事案についての審理状況は、次のとおりである。

事案名	措置要求者	要求事項	要求年月日	審理状況
令和5年（措） 第1号事案	教員	復職時調整における特別昇給分の加算	R5. 6. 29	R7. 2. 28裁決 (認容・一部却下)
令和6年（措） 第1号事案	研究員	昇任、昇任を妨害した職員に対する処分並びに再発防止策の策定及び履行	R5. 11. 28	R6. 3. 18取下げ
令和6年（措） 第2号事案	研究員	宿直・日直勤務許可の取消し	R6. 10. 28	係属中

### 3 公務災害補償の審査

令和6年度においては、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項の規定による公務災害補償に関する審査の請求はなかった。

#### 4 苦情処理

令和6年度における職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情及び相談の状況は、次のとおりである。

区分	相談件数	処理件数	処理区分						未処理件数	
			制度説明 又は助言 を当局へ 伝達	相談内容	調査結果 を相談者 へ報告	あっせん	打ち切り	その他		
任用・転任関係	3	3	2	1						0
給与・旅費関係	0	0								0
勤務時間・休暇関係	3	3	3							0
服務関係	0	0								0
ハラスメント・ いじめ関係	4	4	3	1						0
懲戒・分限処分関係	0	0								0
その他の	1	1	1							0
合計	11	11	9	2	0	0	0	0	0	0

相談の受付方法	項目	件数
	電話	7
面接	4	
手紙	0	
電子メール	0	
合計	11	

## 第7 職員団体

### 1 管理職員等の範囲

地公法上、管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を組織することはできない。この管理職員等の範囲は、中立公正かつ専門的機関により確認し、公示する必要があるため、人事委員会規則（管理職員等の範囲を定める規則）で規定している。

### 2 職員団体の登録等

#### （1）登録の処理

登録されている職員団体は7団体であり、これらの団体について5件の変更登録を行った。

団体名	登録年月日	法人年月日	変更事項	変更年月日	解散年月日
可児郡市学校職員組合	S41. 9. 28				
岐阜県学校職員組合	S41. 10. 29		役員	R6. 4. 3	
岐阜県職員組合	S42. 1. 18	S44. 3. 25	役員 規約	R6. 4. 11 R7. 1. 24	
揖斐郡教職員組合	S42. 1. 20				
岐阜県公立小中学校事務職員組合	S48. 9. 12		役員	R6. 4. 5	
教育連合GIFUユニオン (旧:岐阜県公立学校教職員組合)	H 2. 3. 5				
岐阜県教職員組合	H 3. 7. 12		役員	R6. 4. 3	
I R I S ぎふ	R 5. 11. 22				

#### （2）法人格の取得等

旧地公法及び法人格付与法に基づき、人事委員会が法人格の取得又は規約を認証している登録職員団体及び職員団体等は次のとおりである。

根拠法	団体名	取得等年月日
旧地公法第54条	岐阜県職員組合	S44. 3. 25
法人格付与法第5条	全日本自治団体労働組合岐阜県本部	S58. 11. 11
同上	岐阜県職員労働組合連合会	H22. 2. 24

## 第8 受託公平委員会事務

### 1 公平委員会事務の受託

人事委員会は、地公法第7条第4項の規定に基づき県下の地方公共団体から各団体の公平委員会が処理すべき事務の委託を受けており、令和6年4月1日現在、26団体の事務を受託している。

表8-1 公平委員会事務受託団体数 (圏域別 令和6年4月1日現在)

	市町村	一部事務組合	受託団体合計
岐阜		7	7
西濃		8	8
揖斐		7	7
中濃		1	1
東濃		3	3
計		26	26

表8-2 公平委員会事務受託一部事務組合一覧 (圏域別 令和6年4月1日現在)

	一部事務組合名		一部事務組合名
岐阜	岐阜羽島衛生施設組合	揖斐	揖斐川水防事務組合
	木曽川右岸地帯水防事務組合		揖斐郡養基小学校養基保育所組合
	岐阜県市町村会館組合		樺原谷林野組合
	岐阜県市町村職員退職手当組合		足打谷林野組合
	岐阜県地方競馬組合		揖斐郡消防組合
	岐阜地域児童発達支援センター組合		西濃環境整備組合
	岐北衛生施設利用組合		西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合
西濃	大垣衛生施設組合	中濃	可児川防災等ため池組合
	南濃衛生施設利用事務組合		土岐川防災ダム一部事務組合
	大垣輪中水防事務組合		東濃西部広域行政事務組合
	大垣市・安八郡安八町東安中学校組合		東濃中部病院事務組合
	不破消防組合	東濃	
	大垣消防組合		
	西南濃粗大廃棄物処理組合		
	あすわ苑老人福祉施設事務組合		

### 2 公平審査

受託団体に係る不利益処分に関する審査請求及び勤務条件に関する措置要求の係属事案はない。

## 第9 労働基準監督

地方公務員には、原則として労基法及び安衛法が適用され、職員の勤務条件に関する労働基準監督の職権は労基法別表第1に掲げる事業の号別区分により、現業事業所に従事する職員については労働基準監督署が、非現業事業所に従事する職員については人事委員会が行使することとされている。

### 1 労働基準法別表第1に掲げる事業の号別決定

令和6年度においては、事業所の新設はなかった。

表9－1 労基法別表第1に掲げる事業の号別事業所数 (令和7年4月1日現在)

監督機関区分	人事委員会		労働基準監督署	
労基法別表第1号別区分	12号	官公署の事業	1号	13号
知事	31	67	1	15
教育委員会	85	7		3
警察	1	23	1	
その他の行政委員会		5		
計	117	102	2	18
	219		20	

※詳細については、表9－5参照

### 2 労働基準法に基づく職権行使

労基法に基づく人事委員会の職権行使としては、適用事業報告の受理、解雇予告除外認定、時間外及び休日労働に関する協定届の受理、宿日直勤務の許可等があるが、令和6年度における許可等の状況は次のとおりである。

- ・適用事業報告の受理 0件
- ・解雇予告の除外認定 3件
- ・時間外及び休日労働に関する協定届の受理 117件
- ・宿日直勤務の許可 2件

### 3 労働安全衛生法に基づく職権行使

安衛法に基づく人事委員会の職権行使としては、安全衛生管理者等の選任報告の受理、特定機械等の設置届の受理、落成検査等がある。令和6年度においては、衛生管理者等の選任報告等を受理した。

#### (1) 安全衛生管理者等を選任(設置)すべき事業所数

表9－2 安全衛生管理者等を選任(設置)すべき事業所数 (令和6年4月1日現在)

区分	総括安全衛生管理者	産業医	衛生管理者
知事	1(1)	16(16)	16(16)
教委	—	83(83)	83(83)
警察	1(1)	24(24)	24(24)
計	2(2)	123(123)	123(123)

(注) ( )内は、選任(設置)された事業所数である。

## (2) 特定機械等の設置状況

※部局別設置状況については、表9-6参照

ア 新 規 … 該当なし

イ 使用再開 … 該当なし

ウ 書き替え … 該当なし

エ 廃 止 … 該当なし

## (3) 特定機械等の性能検査の実施状況

表9-3 特定機械等の性能検査等の実施状況 (令和6年度)

種類	性能検査			
	知事	教委	警察	計
ボイラー	0	3	0	3
第一種圧力容器	3	2	0	5
ゴンドラ	1	0	0	1
クレーン	2	0	0	2
計	6	5	0	11

(注) クレーンの性能検査は、2年に1度実施する。

## (4) 検査結果(性能検査)

表9-4 性能検査の結果 (令和6年度)

種類	基数計	合 格
ボイラー	3	3
第一種圧力容器	5	5
ゴンドラ	1	1
クレーン	2	2
計	11	11

(注) クレーンの性能検査は、2年に1度実施する。

表9－5 労働基準法別表第1 号別一覧表

(令和7年4月1日現在)

## ①人事委員会が労働基準監督機関となる機関名

号 別	該 当 機 関 名	—	該 当 機 関 名
11(郵便・電気・通信)		官公署の事業 (労基法別表第1に掲げる事業を除く。)	本庁知事部局 各県税事務所(5)(出張所を含む。) 自動車税事務所 東京事務所 県民生活相談センター 岐阜地域福祉事務所 精神保健福祉センター 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 発達障害者支援センター 各子ども相談センター(5) (一時保護所を除く。) 女性相談支援センター(一時保護所を除く。) 計量検定所 障がい者総合就労支援センター 旅券センター 各農林事務所(10) 病害虫防除所(支所を含む。) 各家畜保健衛生所(4) 各土木事務所(11) 東海環状自動車道事務所 犀川管理事務所 長良川上流河川開発工事事務所 宮川上流河川開発工事事務所 リニア推進事務所 岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所 流域浄水事務所 各建築事務所(4) 各県事務所(7) 議会事務局 選挙管理委員会事務局(地方事務局を含む。) 人事委員会事務局 監査委員会事務局 労働委員会事務局 教育委員会本庁事務局 (教育研修課を除く。) 各教育事務所(6) 警察本部 各警察署(22)(交番及び駐在所を含む。)
12(教育・調査・研究)	職員研修所 歴史資料館 消防学校 美術館 現代陶芸美術館 保健環境研究所 衛生専門学校 各看護専門学校(2) 産業技術総合センター 食品科学研究所 セラミックス研究所 生活技術研究所 国際たくみアカデミー 木工芸術スクール 障がい者職業能力開発校 情報科学芸術大学院大学 岐阜関ヶ原古戦場記念館 農業技術センター 中山間農業研究所(支所を含む。) 畜産研究所 水産研究所(支所を含む。) 農業大学校 国際園芸アカデミー 森林研究所 森林文化アカデミー ぎふ木遊館 教育研修課 図書館 高山陣屋管理事務所 文化財保護センター 博物館 各高等学校 (63) 各特別支援学校 (21) 警察学校	計 117	計 102

## ②労働基準監督署が労働基準監督機関となる機関名

号 別	該 当 機 関 名
1 (製造・加工)	東部広域水道事務所(浄水場を含む。) 警察車両整備センター 計 2
2 (鉱業)	
3 (土木・建築)	
4 (旅客・貨物運送)	
5 (貨物取扱)	
6 (林業・農業)	
7 (水産・畜産)	
8 (販売・理容・賃貸)	
9 (金融・保険)	
10(映画・興行)	
13(保健衛生)	各保健所(7)(保健所の事務所を含む。) 希望が丘子ども医療福祉センター 各食肉衛生検査所(2) 動物愛護センター 各子ども相談センター一時保護所(2) 女性相談センター一時保護所 わかあゆ学園 各特別支援学校寄宿舎(3) 計 18
14(旅客・接客・娯楽)	
15(清掃・と畜場)	

表9－6 検査対象特定機械等部局別設置状況 (令和7年4月1日現在)

機 関 名	設 置 機 械 数			
	ボイラー	一圧	ゴンドラ	クレーン
1 知事部局	1	1	1	2
美術館				
保健環境研究所				
産業技術総合センター				
食品科学研究所				
森林研究所				
森林文化アカデミー				
岐阜土木事務所				1
計	1	3	1	3
2 教育委員会	1	1	2	
不破高等学校				
加茂農林高等学校				
恵那農業高等学校				
坂下高等学校				
飛騨神岡高等学校	1			
計	3	3	0	0
県 計	4	6	1	3

